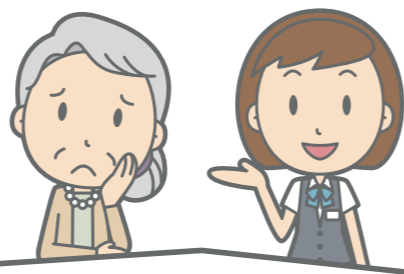


Q1

社会福祉協議会と「安心登録カード事業」って何？



A1

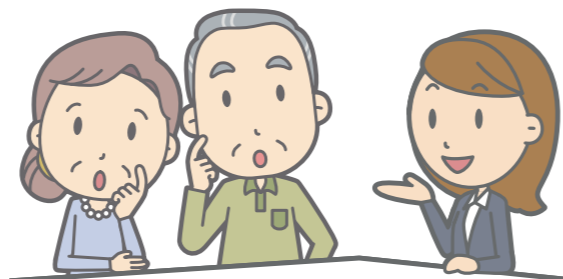
社会福祉協議会とは、社会福祉法の第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法的にも明確に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の福祉団体です。

安心登録カード事業とは船橋市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会が主体となり、船橋市自治会連合協議会・船橋市民生児童委員協議会・地区連絡協議会・地区民生児童委員協議会の協力のもと、緊急時や災害時に備えて平常時からの見守りを行う事業です。

詳しくは、安心登録カードのパンフレットをご覧ください。

Q2

同意をしたら災害時に必ず誰かが助けに来てくれるの？



A2

災害時は誰もが被災者です。地域に情報を提供しても、災害時の状況により、必ずしも支援が受けられるとは限りません。また、支援にあたる方が責任を負うものでもありません。支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守る意識を持って普段から積極的に地域の方とコミュニケーションをとるように心がけましょう。

★ワンポイント★

1995年の阪神・淡路大震災では、救助された約35,000人のうち約8割が近隣住民等に救助されました(平成26年度版防災白書より)。災害救助においては、地域での情報共有が大切となります。

避難行動要支援者支援についてのお問い合わせ

福祉サービス部地域福祉課 TEL.047-436-2313

「安心登録カード」についてのお問い合わせ

船橋市社会福祉協議会 TEL.047-431-2653

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで

※祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は除く

災害に備えて 地域との情報共有に 同意をお願いします

船橋市では、災害時に避難支援等を必要とする方の情報を避難支援等に協力いただく地域の関係者などに提供し、共有する取組みを行っています。

共有する情報は、平常時の見守り活動や災害時の避難支援体制づくりに役立てるために利用されます。

あなたの情報を共有するためには、あなたの同意が必要になります。

市の取組みにご理解いただき、同封いたしました記入用紙をご提出ください。

同意する場合もしない場合も提出が必要です。
提出方法は中面をご覧ください。



船橋市

地域との情報共有に同意し、安心登録カードに登録することで、緊急時や災害時に備えた平常時の見守りが行われます。

同封の A3 カラー刷り記入用紙をお手元にご準備ください

災害に備えて平常時の地域との情報共有(※)に同意しますか？

※船橋市が保有する情報を下の 内 1 記載の機関等と情報共有します。

情報共有に同意します。

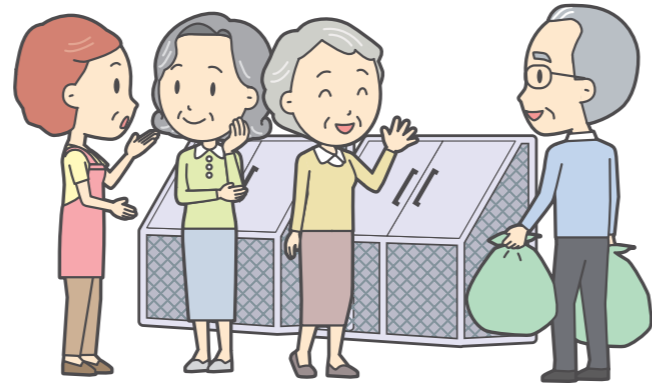
情報共有に同意しません。

施設入所等の方

同意しますにチェック✓をつけて連絡先等をご記入ください。「避難行動要支援者名簿」の情報を船橋市（消防団を含む）、警察、船橋市社会福祉協議会で共有します。

同意しませんと不同意の理由にチェック✓をつけてご返送ください。

該当する項目にチェック✓をつけてご返送ください。



情報は地域と共有されません。災害時の安否確認にのみ情報を活用します。

この取組の対象外となりますので、名簿には登録されません。

船橋市社会福祉協議会が実施する安心登録カードに同時に申し込みできます。
【安心登録カードに登録すると】
○訪問、ハガキ、電話を活用した安否確認が行われます。
○救急隊員が医療情報を確認し、かかりつけ医療機関などへ搬送する手配の手助けとなります。
○災害発生時などに避難支援協力者などが声かけや避難誘導を行います。
※状況により必ず支援が受けられるとは限りません。

安心登録カードに申し込みます。
記入用紙右側のページに必要事項をご記入いただき、ご返送ください。
登録後、各地区社協の協力員が、ご本人様あてに申込書控えを持って保管や見守りのご案内を行います。詳しくは、安心登録カードのパンフレットをご覧ください。
※登録完了（ご本人様あての申込書控えのお届け）にはしばらくお時間がかかります。

避難行動要支援者とは

- 65歳以上の高齢者のみ世帯で介護保険における要介護認定（要支援1～2、要介護1～2）を受けている方
- 要介護認定3以上を受けている方
- 1・2級身体障害者手帳所持者 ※ただし、免疫障害者を除く
- 療育手帳A判定所持者
- 1級精神保健福祉手帳所持者
- 指定難病患者のうち筋萎縮性側索硬化症患者、24時間人工呼吸器装着者
- 小児慢性特定疾病児童等のうち24時間人工呼吸器装着者
- その他市長が認めた者
 - ①から⑦に該当しないが相応の支援が必要と認められる方

※自宅にお住まいの方が対象です。施設や病院などに長期入所・入院されている方、サービス付き高齢者向け住宅などにお住まいの方は対象となりません。

- 同意した場合に情報を共有する機関等**
船橋市（消防団を含む）、警察、船橋市社会福祉協議会、安心登録カードを通じて地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員
- 共有する内容**
氏名、生年月日、性別、住所、世帯人数、電話番号その他連絡先、避難行動要支援者の状況（要介護度、障害等級、難病の有無など）

